

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>1 水産庁船舶専用棧橋上部工改修工事</p> <p>a 改修工事の設計は水産庁が行うのか、民間業者が行うのか。民間であれば、契約はどうなっているのか。毎年、この業務を発注するのか。</p> <p>b 入札公告の競争参加資格の(10)で「本工事に係る設計業務等の請負者」について、改修工事の設計業者と入札する建設業者というのは別ということを書いているのか。</p>	<p>a 平成21年度の事業で繰り越しが認められ、この契約は22年度に工事を行った案件で、21年度に専用棧橋の工事と併せ、電気をとる陸電工事を行ったが、陸電工事が済んでからでない専用棧橋の工事ができない事情があり繰り越した。21年度は一般の民間会社に設計業務だけをお願いした。</p> <p>b 外注しているもので、ここがすべての予算的なものを把握していて、設計図を引いた会社と工事をする会社の関連性があるところはだめということはこの(10)で説明をしている。</p>
	<p>2 漁港海岸事業設計手法検討調査委託事業</p> <p>a 総合評価落札方式は、価格点と技術点の配分はもともと水産庁に基準があって、それに基づいて配分して、価格点の計算式があり、それに基づいているということか。</p> <p>b 技術点は何名ぐらいの方が、どういう評価者が評価したのかという記録がないが、その点はどうなっているのか。</p> <p>c 次回の入札委員会では、採点表等の資料を、一緒に添付してもらいたい。</p> <p>d 採点の部分で、人によって点数にかなり開きがあるが、これは与えられている情報そのものが共有されているけれど、裁量の幅がある程度あるので、採点そのものに差が出るということか。</p> <p>e 審査基準と審査結果を後日、送っていただきたい。</p>	<p>a 調査とか研究、あと工法があり、研究が3対1以内、調査と工法は2対1以内と決められていて、この事業は調査ということで2対1以内。100点对50点です。</p> <p>b 水産庁で職員を5名任命して、そこで審査をしてもらい、委員長は防災漁村課の課長が務めている。あと残り4名の委員は、防災漁村課と整備課の職員が務めている。</p> <p>c 了解しました。</p> <p>d そのとおり。また、今年度はまだできていないが、来年度から点数のばらつきがあったものについてどういった話をしたかという審査委員会の記録を残すということ、省の統一方針で決めている。</p> <p>e 了解しました。</p>
	<p>3 漁業者への直接所得補償調査等委託事業のうち漁業収入安定対策事業システム開発一式</p> <p>a 結局ここしかできないということになってしまうと、言い値でもっていきかないのか、価格の妥当性はどうやってチェックしているのか。</p> <p>b 予定価格を決めるときにいろいろ積算をしたり、検討すると思うが、その点について経験のある者が合議か何かでするのか。また、その者の上司がそれについての検討か、承認するかという統制はされているのか。</p>	<p>a 過去のシステム開発の補助金と比べて妥当かというのと、実際にできた成果物の中身を見て支払いを行うということになる。</p> <p>b 漁政課でシステム担当官なりの任命された者が見積もりをとって、その内容が正しければそれを予定価格にすることもある。その際、上司の決裁を得ている。</p>

委員からの意見・質問、それに対する回答等

c 民間の契約では、見積もりを出してもらい、交渉して、2割なり、3割なりカットするというような形の契約のパターンが多いが、そういう交渉はしないのか。

4 トロールネット修理、小型水深水温計一式

a 随契ではなくて競争入札なのに100%で落札するというのはどういうことなのか。物の値段は大体と決まっているのか、1者でも入札だから100%の落札というのは数字としては不思議な感じがする。

b 随意契約という形にしない理由は何か。

c この場合は、見積もりをとって、およそ妥当な金額だと判断をした上で、予定価格を決めて入札をしたところ、たまたまこの業者が落札したことだが、ぎりぎりの値段で入札が決まっているものもあり、端数まで一致しているものもある。

d 資料の仕様書では、「規格」というのがあり、「〇〇社製〇〇又は同等品」ということで、特定の商品名まで入っているが、この場合の同等品はあるのか。

e 機種が変わって、精度とかが変わってしまうと、それまでの数字がデータとして比較できなくなる場合もあるのか。

5 船舶用燃油契約

a 別に沖縄の業者でなくてもいいのではないか。それと1者にならざるを得ないというのは、複数年にわたって確実に受注ができれば設備投資もするけれども、そうでないとそのために設備投資はできない。船舶への給油は、業者にとってどのような設備投資が必要か。

6 主機関部品(FV外筒外30点)一式、オッターペンネット外一式、LCネット、外一式、減速機部品(スプリング他225点)一式、白鷺無線局定期検査実検工事

c 財源に限りがあるので、極力努力してくれと毎回折衝しているところで、システム開発を大手に頼むと数億円かかるが、この全国漁業共済組合連合会はプログラマーを職員として雇っているので、そういった知見は十分にあると考えている。

a 船で使う用品については、専門性があるため、作っているところが極めて限られており、多数の応募をとりにくいことと、船舶からも専門性があるので注文がつくが、それに見合う製品を提供してくれるところを見つけるのは難しいこともあり、1者応札という限られた形になることが多い。

b 法令で随意契約ができるものは限られていて、例えば秘密を要するもの、緊急を要するもの、法律で定められているものなど限定的に定められていて、それ以外は原則は一般競争入札ということになっている。

c 1者しか見積もりをとれない場合に、丸めて落札しないことになるので、船の方ではどうしてもこの時期に調査をやるので納入期限がある。入札をやり直すというような手続はなかなか難しいので、予定価格はシビアとなる。

d あると聞いている。ただし、具体的にどこの会社なのか調べると、同じような製品は出しているが、形状を見ると仕様とは大分異なり、船の方とすればこういう特定のものが欲しいということで、どうしても同等品と書かざるを得ない。

e 幾つかほかにも製品があるようだが、例えば測定範囲の温度とか精度というのは微妙に、センサーの①のところを見ると、マイナス5度から40度とあるが、ほかの製品では、0度から35度とか、その辺が微妙に違ってきて、データの連続性を失う可能性がある。

a 東京の業者でも構わないが、東京から油を運ぶとコスト的には合わず、競争にはならないと思う。設備投資としては、大量に給油するので、バージ船という給油専用の油槽船を所有するかチャーターするかが必要となり、それが新規参入の障害になる。

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>a ある程度入札者が限定されるような契約が見られたが、できるだけ価格を低くするために工夫をしていることはないのか。</p> <p>b 他業者が参入してこないというのは、最初に導入したメーカーの製品に、ある程度限定されるのはやむを得ない気もするが、水産庁で想定する金額を条件的に満たすのは難しいという背景はあるか。</p> <p>c 最初に導入するときは厳しい競争があるのが、それが入ってしまうと、その設備というのはそこである程度決まってしまうのが現実か。</p> <p>7 再苦情及び苦情処理事項について報告されたい。</p> <p>8 談合情報について報告されたい。</p>	<p>a 落札率を見ると、99点幾つとか、95とか6で、100%にはなっていない。金額の話は業者とできないが、値引き率なり、今までの水産庁の取引実績の中で、企業側なりの努力をいただいている。</p> <p>b 入っている設備が最初のメーカーの製品だと、他社との技術の違いというのは明らかで、最初のメーカーの点検修理ということになり、検査に受かるような仕様にするには、他のメーカーが入るのは難しいようだ。</p> <p>c ある程度やむを得ない面がある。</p> <p>本期間においてすべて該当なし。</p> <p>本期間において談合の事実は認められなかった。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし。</p>	
<p>事務局：水産庁漁政部漁政課政策評価班</p>		